



本宮市

第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度 概要版



障がい児・障がい者が、
生きがいをもって安心して生活しているまち
共生社会を目指す もとみや



令和3年3月

計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「本宮市障がい者計画（1次計画）」を策定して以降、本市の総合的な障がい者施策の推進に取り組んできました。また、平成30年3月に、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策について定めてきましたが、令和2年度が最終年度となることから、新たに3年を期間とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定することとします。



計画で取り組むこと

障がい福祉計画

第6期障がい福祉計画においては、成果目標として国の基本指針による下記の6項目の数値目標とともに、活動指標として各障害福祉サービスの見込み量を定めています。

●● 成果目標（基本指針の数値目標）の設定 ●●

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末時点の地域生活移行者の割合	5.6%
令和5年度末時点の施設入所者の削減割合	5.6%

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度の協議の場開催回数	3回/年
令和5年度の目標設定及び評価の実施回数	1回/年

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の整備数	1ヵ所
令和5年度末時点の検証・検討回数	1回/年

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数	2人
令和元年度の移行実績と比べた令和5年度の移行実績の倍率	2.0倍
令和5年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	2人
令和5年度の就労定着支援事業利用者が占める一般就労移行者の割合	100.0%
令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数	1ヵ所
令和5年度の就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所が占める就労定着支援事業所の割合	100.0%

5 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度の総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
令和5年度の地域の相談支援事業者への指導・助言件数	9件/年
令和5年度の地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	10件/年
令和5年度の相談支援事業者との連絡会実施回数	12回/年

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5年度の障害福祉サービス等に係る各種研修参加人数	6人/年
令和5年度の分析結果共有体制の有無	有
令和5年度の審査結果の分析・活用実施回数	1回/年

●● 活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）の設定 ●●

- 1 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）
- 2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〔A型＝雇成型・B型＝非雇成型〕、就労定着支援、療養介護、短期入所）
- 3 居住支援・施設系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）
- 4 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- 5 地域生活支援事業
 - 必須事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）
 - 任意事業（訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加事業）

障がい児福祉計画

第2期障がい児福祉計画においては、成果目標として国の基本指針による下記の1項目の数値目標とともに、活動指標として各障害児支援サービスの見込み量を定めています。

●● 成果目標（基本指針の数値目標）の設定 ●●

1 障がい児支援の提供体制の整備等

令和5年度末時点の児童発達支援センターの整備カ所数	1カ所
令和5年度末時点の保育所等訪問支援事業所の利用体制整備カ所数	1カ所
令和5年度末時点の重症心身障害児を主な支援対象としている児童発達支援事業所整備カ所数	1カ所
令和5年度末時点の重症心身障害児を主な支援対象としている放課後等デイサービス事業所整備カ所数	1カ所
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置数	1カ所
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置数	1人

●● 活動指標（障害児支援サービスの見込み量）の設定 ●●

- 1 訪問・通所系サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- 2 施設系サービス（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設）
- 3 相談支援等（障がい児相談支援、医療的ケア児の支援調整を行うコーディネーターの配置）
- 4 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ（保育所、短期入所〔福祉型〕サービス）

計画を進めるために

障がい者の生活を支援するネットワークの構築

庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた適正かつ継続的な支援を推進します。

また、あだち圏域及び郡山市を中心とした地域事業者との協力体制の構築を今後も進め、ニーズの高い事業への参入について働きかけを行います。

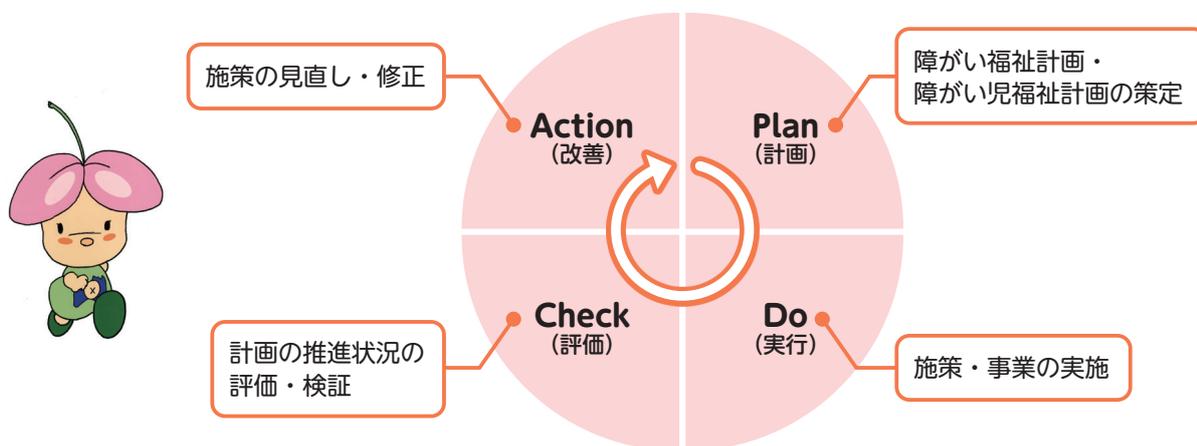
さらに、広域的な対応が必要な施策を推進するため、近隣市町村との連携を図り、情報の共有化や共同事業を推進するとともに、特にあだち圏域においては、あだち地方地域自立支援協議会を母体とした地域生活支援拠点の整備等、様々な共同事業を展開していきます。

計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画【概要版】

令和3年3月

発行：本宮市

編集：本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 TEL 0243-24-5371 FAX 0243-34-3138

URL <http://www.city.motomiya.lg.jp> メール shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp